

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)について

1 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)について

気候変動適応法の改正により、市町村長は、市民が暑さから逃れて涼むことができる施設として指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という。)を指定できるようになりました。

本市においても、熱中症による健康被害の発生防止を目的に、令和7年度から、市内の民間施設や市有施設をクーリングシェルターとして指定し、運用を開始いたします。

2 運用期間

令和7年7月1日から9月30日まで(令和8年度以降も継続予定)

法上の開放義務は熱中症特別警戒情報^{※1}発表時のみですが、小樽市においては、各施設管理者様に御協力いただき、上記期間中は、熱中症特別警戒情報の発表の有無に関わらず利用可能としています。

※1 熱中症特別警戒情報：各都道府県内の全ての暑さ指数^{※2}情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に、国(環境省)から発表される警報

※2 暑さ指数：気温、湿度、日射・輻射(ふくしゃ)、風の要素を基に算出される暑さの指標

3 指定施設(令和7年6月27日現在 予定)

- ・利用可能時間、休館・休業日、利用可能人数等は、別紙一覧のとおり。
※別紙一覧に記載した利用可能人数は、各施設の利用場所に設置している最大座席数であり、施設の混雑状況等によっては、座席が利用できない場合があります。
- ・原則、指定した施設には、国が定めたクーリングシェルター・マークを掲載した案内表示を掲示します。



(クーリングシェルター・マーク)

4 主な注意事項等

- ・利用は無料で、予約や利用申込みは不要です。(座席を確保しておくことはできません。)
- ・クーリングシェルターは、過度に冷房を稼働させる施設ではありません。施設の通常の空調管理のもと冷房を稼働させており、外気温等によっては冷房が稼働していない場合があります。
- ・水分補給等が必要な場合は各自で御用意ください。
- ・御利用にあたっては、各施設のルールを守っていただき、他の利用者の御迷惑になる行為は控えください。

5 協力施設の募集

クーリングシェルターに御協力いただける民間施設等を募集しています。

応募の詳細については、市ホームページを御確認ください。

(<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025050700111/>)

以上